

1 湯ったりゆがわら健康プラン(湯河原町健康増進計画・食育推進計画) 第3期 策定経過(令和6年度、令和7年度)

年月日	内 容
令和6年11月	町民健康状況アンケート調査
令和7年 6月19日(木) 13:30~15:10	<p>第1回 推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 湯河原町健康増進計画・食育推進計画 第2期計画の進捗状況と評価について アドバイザー 元 東海大学医学部 基盤診療学系 公衆衛生学 准教授 渡邊 良久 先生 湯河原町健康増進計画・食育推進計画 第3期 策定のためのアンケート調査集計結果について アドバイザー 元 東海大学医学部 基盤診療学系 公衆衛生学 准教授 渡邊 良久 先生 湯河原町健康増進計画・食育推進計画 第3期 策定事業の概要について 令和7年度健康増進計画・食育推進計画作業部会(こども・おとな部会)について
7月23日(水) 13:30~15:00	<p>《第1回 作業部会》</p> <ul style="list-style-type: none"> 湯河原町健康増進計画・食育推進計画 第3期 策定事業の概要について 講演「湯河原町健康増進計画・食育推進計画 第3期 策定について」 講師 元 東海大学医学部 基盤診療学系 公衆衛生学 准教授 渡邊 良久 先生 健康増進計画・食育推進計画策定に係る町民健康状況アンケート調査の結果について 湯河原町健康増進計画・食育推進計画 第3期 策定部会について グループワーク
8月25日(月) 13:30~15:00	<p>《第2回 作業部会》</p> <ul style="list-style-type: none"> ブレインストーミング、KJ法(原因と結果の関係、改善方策の関連図を作る)
9月17日(水) 13:30~15:00	<p>《第3回 作業部会》</p> <ul style="list-style-type: none"> 要因関連図説明 グループワーク(各部会の分析結果を報告し情報を共有、改善方策優先順位づけ及び計画策定シート作成)
11月18日(火) 13:30~15:00	<p>第2回 推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本理念、基本方針について 計画素案について パブリックコメントの実施について

年月日	内 容
12月24日(水) ～令和8年 1月25日(日)	パブリックコメントの実施（33日間）

- * 策定委員会並びに作業部会には、専門アドバイザーとして元 東海大学医学部准教授の渡邊 良久 先生に出席を依頼し、計画策定への指導、助言をいただくとともに、町民健康状況アンケート調査の集計分析も依頼した。

2 湯河原町健康増進計画・食育推進計画推進委員会

湯河原町健康増進計画・食育推進計画推進委員会設置要綱
(設置)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づく市町村健康増進計画及び食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画として、湯河原町健康増進計画・食育推進計画（以下「計画」という。）を推進するため、湯河原町健康増進計画・食育推進計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 計画に定められた実施計画の事業（以下「事業」という。）の実現に関すること。
- (3) 計画に定められた事業の取組状況の評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画を推進するために必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 小田原医師会湯河原班代表者
- (2) 小田原歯科医師会から推薦された歯科医師
- (3) 地域町民代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 庁内関係課の職員

ア 児童福祉主管課長

イ 町立保育園園長会の代表

ウ 高齢者福祉主管課長

エ 農林水産業主管課長

オ 学校教育主管課長

カ 社会教育主管課長

2 委員の任期は、2年間とする。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、委員会において知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、計画の所管課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

湯河原町健康増進計画・食育推進計画推進委員会 委員名簿

区 分	氏 名	団体・所属等	
小田原医師会	あら い ち あき 荒 井 千 明	小田原医師会湯河原班	湯河原代表
小田原歯科医師会	ひら ま あき ひろ 平 間 章 弘	小田原歯科医師会	湯河原代表
地域町民代表	ふ せ や ひでかず 布施谷 日出一	湯河原町民生委員・児童 委員協議会	会長
	かね つき よう こ 鐘 築 洋 子	湯河原町食育サポート	会長
	お ぎ き きょう こ 尾 崎 恭 子	湯河原町母子保健推進員 及び健康ゆがわら普及員	会長
関係行政機関	なか じょう かず こ 中 條 和 子	小田原保健福祉事務所	保健福祉課長
	つ だ きよし 津 田 清	湯河原町小中学校長会 (吉浜小学校長)	代表
	こ やま ひろ ゆき 小 山 浩 之	こども支援課長	(児童福祉主管 課長)
	や しろ かおる 八 代 薫	まさご保育園長	(町立保育園園 長会の代表)
	おお の まさ のぶ 大 野 真 伸	参事兼介護課長	(高齢者福祉主 管課長)
	たかすぎ ふ み お 高 杉 二 三 生	農林水産課長	(農林水産業主 管課長)
	おお き ひろ え 大 木 裕 恵	湯河原町教育委員会 参事兼学校教育課長	(学校教育主管 課長)
	むら まつ ひろ よし 村 松 宏 悦	湯河原町教育委員会 社会教育課長	(社会教育主管 課長)

*任期 令和7年4月1日～令和9年3月31日

3 湯河原町健康増進計画・食育推進計画第3期計画策定作業部会

湯河原町健康増進計画・食育推進計画策定作業部会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、湯河原町健康増進計画・食育推進計画を改定するために、湯河原町健康増進計画・食育推進計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置し、それぞれの分野の専門職・関係機関・関係団体が、湯河原町住民健康状況調査結果や統計資料等を基に町の健康状況を分析・評価し、対策を検討し、計画の原案を策定することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、町が目指す健康づくりの推進の実現に向け、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 住民健康調査結果内容等町民の健康に関する分析・評価をすること。
- (2) 町の健康・食育対策について検討すること。
- (3) 湯河原町健康増進計画・食育推進計画の原案を策定すること。

(報告)

第3条 検討した結果を、湯河原町健康増進計画・食育推進計画推進委員会に対して報告する。

(組織)

第4条 作業部会は、次に掲げる2部会をもって組織する。

- (1) こども（乳幼児期・学童期・思春期）部会
- (2) おとな（青年期・壮年期・高齢期）部会

2 前項各号に定める部会の会員は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 各部会に関係する団体から推薦された者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他町長が認めた者

(学識経験者)

第5条 作業部会には、進行役として学識経験者を参加させることができるものとし、その役務の提供に対し報償金を支払うことができる。

(事務局)

第6条 作業部会の事務処理を行うため、作業部会に事務局を置く。

2 事務局は、保健センターに置く。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月3日から施行する。

湯河原町健康増進計画・食育推進計画第3期計画策定作業部会 部会員名簿

こども部会	機関・団体等		氏名
乳幼児期 0～6歳 学童期 7～12歳 思春期 13～19歳	1	湯河原町母子保健推進員・健康ゆがわら普及員	杉山 寿美
	2	湯河原町スポーツ推進委員会	小松 通人
	3	湯河原町立福浦幼稚園 PTA	力石 晴恵
	4	このゆびとまれ	井上 梓
	5	ふわはあと	高杉 雅紀子
	6	ふわはあと	高橋 瑞枝
	7	学校教育課	岸岡 奈都美
	8	保健センター	楊 志百
	9		内野 直子

おとな部会	機関・団体等		氏名
青年期 20～39歳 壮年期 40～64歳 高齢期 65歳以上	1	湯河原町食育サポート	畠 典子
	2	湯河原町母子保健推進員・健康ゆがわら普及員	尾崎 恭子
	3	湯河原町商工会（事務局）	小川 亜希子
	4	湯河原町商工会（青年部）	伊藤 浩一
	5	湯河原温泉観光協会（事務局）	久野木 孝一
	6	湯河原町老人クラブ連合会	川口 勝文
	7	農林水産課	武田 騰史
	8	保健センター	渡邊 妙子
	9		長山 莉久里

4 健康増進法の概要

健康増進法（抄）

公布：平成14年8月2日法律第103号

改正：令和4年法律第68号）

施行：令和7年6月1日

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

（国民の責務）

第二条 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び**地方公共団体**は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

（健康増進事業実施者の責務）

第四条 健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他国民の健康の増進のために必要な事業（以下「健康増進事業」という。）を積極的に推進するよう努めなければならない。

（関係者の協力）

第五条 国、都道府県、**市町村**（特別区を含む。以下同じ。）、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（定義）

第六条 この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 健康保険法（略）
- 二 船員保険法（略）
- 三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定により健康増進事業を行う**市町村**、国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会
- 四 国家公務員共済組合法（略）
- 五 地方公務員等共済組合法（略）
- 六 私立学校教職員共済法（略）
- 七 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）の規定により健康増進事業を行う者
- 八 母子保健法（昭和三十九年法律第四十一号）の規定により健康増進事業を行う**市町村**
- 九 労働安全衛生法（昭和三十七年法律第五十七号）の規定により健康増進事業を行う事業者
- 十 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和三十七年法律第八十号）の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会、健康保険組合、**市町村**、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合
- 十一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定により健康増進事業を行う**市町村**
- 十二 この法律の規定により健康増進事業を行う**市町村**
- 十三 その他健康増進事業を行う者であって、政令で定めるもの

第二章 基本方針等

（都道府県健康増進計画等）

第八条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 **市町村**は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該**市町村**の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「**市町村健康増進計画**」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 国は、都道府県健康増進計画又は**市町村健康増進計画**に基づいて住民の健康増進のために必要な事業を行う都道府県又は**市町村**に対し、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

第四章 保健指導等

(市町村による生活習慣相談等の実施)

第十七条 **市町村**は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。

- 2 **市町村**は、前項に規定する業務の一部について、健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに対し、その実施を委託することができる。

(市町村による健康増進事業の実施)

第十九条の二 **市町村**は、第十七条第一項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であって厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。

(都道府県による健康増進事業に対する技術的援助等の実施)

第十九条の三 都道府県は、前条の規定により**市町村**が行う事業の実施に関し、**市町村**相互間の連絡調整を行い、及び**市町村**の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他当該**市町村**に対する必要な援助を行うものとする。

(報告の徴収)

第十九条の五 厚生労働大臣又は都道府県知事は、**市町村**に対し、必要があると認めるときは、第十七条第一項に規定する業務及び第十九条の二に規定する事業の実施の状況に関する報告を求めることができる。

第六章 受動喫煙防止

(国及び地方公共団体の責務)

第二十五条 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第二十六条 国、都道府県、**市町村**、多数の者が利用する施設（敷地を含む。以下この章において同じ。）及び旅客運送事業自動車等の管理権原者（施設又は旅客運送事業自動車等の管理について権原を有する者をいう。以下この章において同じ。）その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(喫煙をする際の配慮義務等)

第二十七条 何人も、特定施設及び旅客運送事業自動車等（以下この章において「特定施設等」という。）の第二十九条第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

- 2 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

第二十八条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 三 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。
- 四 特定施設 第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設をいう。
- 五 第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。
 - イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの
 - ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）
- 六 第二種施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいう。

以上

5 食育基本法の概要

公布：平成17年6月17日法律第63号
最終改正：平成27年9月11日法律第66号
施行：平成28年4月1日

第一章 総則

(1) 目的

国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

- ① 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- ② 食に関する感謝の念と理解
- ③ 食育推進運動の展開
- ④ 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- ⑤ 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- ⑥ 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- ⑦ 食品の安全性の確保等における食育の役割

(2) 責務

- ① 国は、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
- ② 地方公共団体は、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- ③ 教育関係者等は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。
- ④ 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。
- ⑤ 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(1) 食育推進基本計画

食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。

- ① 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- ② 食育の推進の目標に関する事項
- ③ 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- ④ その他必要な事項

(2) 都道府県食育推進計画等

都道府県は、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画を作成するように努める。

第三章 基本的施策

- (1) 家庭における食育の推進
- (2) 学校、保育所等における食育の推進
- (3) 地域における食生活の改善のための取組の推進
- (4) 食育推進運動の展開
- (5) 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化
- (6) 食文化の継承のための活動への支援等
- (7) 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第四章 食育推進会議等

- (1) 内閣府に、食育推進会議を置き、会長（内閣総理大臣）及び委員（食育担当大臣・関係大臣・有識者）25名以内で組織する。

- (2) 都道府県食育推進会議

都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、都道府県食育推進会議を置くことができる。

- (3) **市町村食育推進会議**

市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、**市町村食育推進計画**の作成及びその実施の推進のため、市町村食育推進会議を置くことができる。